

出雲市農業委員会（第3期）第32回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和8年(2026)3月26日(木)午後1時30分から午後4時00分

2 場所 出雲市役所 1階 くにびき大ホール

3 出席委員(23名)

大梶 泰男	岡田 征記	河原 昭紀	若槻 博美	江角 昭夫
佐藤 文男	松本 尚幸	岸 勝	石飛 忠宏	今岡 充
松井 幸男	八幡 みさこ	伊藤 猛	常松 守男	天野 明浩
森山 亮二	勝部 守	立石 行雄	湯浅 道行	佐野 芳夫
伊藤 美樹	嘉本 良市	水 壯		

4 欠席委員(1名)

持田 守夫

5 提出議題

(1) 報告事項

報第113号 会長専決処分の報告

報第114号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第115号 農地法第3条の3の規定による届出について

報第116号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人について

報第117号 農用地利用集積等促進計画の認可について

(2) 議案審議

議第200号 令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定について

議第201号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第202号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第203号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第204号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第205号 非農地証明について

議第206号 農作業料金及び農業臨時雇用賃金の決定について

会長あいさつ

6 議事

会長が総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。

署名委員に18番勝部守委員、19番立石行雄委員を指名する。

議長 本日の議事進行について説明します。本日は、農地利用最適化推進委員にもご出席いただいておりますので、初めに、「令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定について」を審議します。これには、農地利用最適化推進委員の方にもご意見をいただきたいと思ひます。その次に、市からの説明、その他事項と連絡事項を行います。休憩をはさんで、その後は通常の総会と同様に報告事項及び残りの議事の審議を行いますので、農地利用推進委員の方はお帰りいただいてもかまいませんが、傍聴していただくことも可能です。それでは、お手元の資料にしたがって進行いたします。

議長 それでは、議第200号令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 それでは、議第200号について、ご説明いたします。この最適化活動の目標は、以前は4月に審議をお願いしていましたが、4月1日から業務がはじまるため、前年度中に決定するよう国から通知があったため、令和7年度から3月中に審議をお願いするようになりました。

内容について説明いたします。1ページをご覧ください。農業委員会の現在の状況を掲載しています。農業委員、農地利用最適化推進委員については、現在の状況です。農家数や基幹的農業従事者数については、2025農林業センサスの数字が出ていませんので、前回の数字を載せています。認定農業者数等については、現在のものを掲載しています。

耕地面積については、国の「耕地及び作付面積統計」に基づいて7,590haとしています。これが、集積率を計算する際の分母になります。

2ページをご覧ください。現在の集積率は出雲市全体で59.7%になります。目標については、国の目標70%か島根県の目標67%のどちらかを目標にするよう言われていますので、67%に設定しています。この集積率を達成するために必要な新規集積面積を計算すると551haになります。

遊休農地の解消については、令和7年度の農地パトロールの結果を掲載しています。昨年より遊休農地が減少していますが、再生困難農地が増加したという傾向がうかがえます。目標については、以前達成していないものの解消と新規発生した遊休農地を解消目標面積として設定しています。

3ページをご覧ください。新規参入の状況ですが、令和4年度に9経営体、5年度に5経営体、6年度に6経営体で、6年度新規参入者が耕作している面積は、5.4haになります。目標については、過去3年間の権利移動面積の平均の1/10を新規参入者に貸し付ける農地として公表する農地の面積となります。

最適化活動目標については、活動日数については、国の通知どおり、月10日としています。活動強化月間については、農地パトロールを行う7月から9月を設定しています。また、毎年県が開催している新規就農者説明会へも参加を予定しています。

4ページをご覧ください。決定後公表するのは1ページから3ページですが、4ページには、担当区域ごとに個人の目標を掲載しています。農地面積については、先ほどお話しした耕地面積と台帳の面積が一致しないため、按分する形で記載しています。ですので、各区域ごとの集積率は、必ずしも現況と一致していない可能性がありますので、参考の数値とお考えください。新規集積面積については、既に目標を達成している区域は、微増程度とさせていただき、残りを農地面積で按分する形としています。遊休農地の解消については、現況を掲載しています。新規参入貸付等同意面積は、農地面積で按分しています。活動日数はみなさん10日としています。

5ページ以降は昨年の目標を参考にお配りしています。

本日ご承認いただきましたら、HPで目標を公表したいと思います。説明は以上です。

議長 事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第200号令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定について、承認される農業委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第200号を承認いたします。

議長 それでは、議事はここで一旦休憩とし、市からの情報提供をお願いしたいと思います。

議長 それでは、時間になりましたので、議事の審議を再開します。報告事項、報第113号会長専決処分の報告、報第114号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第115号農地法第3条の3の規定による届出につ

いて、報第116号農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人について、報第117号農用地利用集積等促進計画の認可について、一括して報告します。

議長 それでは、報第113号会長専決処分について、報告いたします。第31回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第5条1件については、島根県農業会議第120回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の3月10日付けで許可決定しております。

議長 それでは、報第114号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

原主事 それでは、報第114号について、ご説明いたします。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。報告事項の1ページをご覧ください。今月は受付番号160番から171番の12件の通知がありました。内訳としては、中間管理機構へ移行のためが4件、3条により売却するためが2件、所有者が管理するためが2件、契約内容変更のためが1件、耕作者変更及び契約内容変更のためが1件、転用のためが1件、耕作困難のためが1件となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたします。

議長 続いて、報第115号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

原主事 それでは、報第115号について、ご説明いたします。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。報告事項の4ページから16ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号207番から228番までの22件でした。権利の取得事由は、22件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号207番、213番について、備考欄に持分の記載があります

が、これは、記載の持分で農地を相続、取得されたものです。また、あつせん希望があつた届出については、それぞれ担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があつた日から40日以内とされており関係上、3月12日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議長 続いて、報第116号農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人について、事務局から報告をお願いします。

梶谷事務局長 それでは、報第116号について、ご説明いたします。農地法第2条第3項の規定により、農地所有適格法人の要件を満たしている法人について、農地法第6条の規定により報告のあつた法人あるいは、新設の法人につきまして、報告事項の17ページ及び18ページに掲載しております。昨年12月31日の時点で未確定のものもありますが、作物等については、掲載のとおりとなっています。前年からの差違ですが、有限会社金山グローカルファーム、株式会社みんわ、株式会社なかむら、株式会社グリーンファーム西代が合併し、株式会社出雲めぐり村となっております。また、新設として令和7年7月に神田ファームが設立されています。以前、要件を満たさなくなったことから、解除条件付きに移行されていた農口屋株式会社が再認定となっています。報告は以上です。

議長 続いて、報第117号農用地利用集積等促進計画の認可について、農業振興課打田課長補佐から報告をお願いします。

打田課長補佐 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構である公益財団法人しまね農業振興公社が、農地の貸借に係る権利の設定や移転、あるいは売買を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、県知事から権限移譲を受けた出雲市長の認可を受けることとされています。今総会においては、2月27日付けで認可し、2月28日付けで公告した権利設定、3月4日付けで認可・公告した権利設定、3月9日付けで認可・公告した権利移転、2月10日付けと2月27日付けで認可・公告した所有権移転についてご報告いたします。

まず、2月27日付けと3月4日付けで認可した権利設定について、説明いたします。お手元の農用地利用集積等促進計画の表紙の裏をご覧ください。上の表になります。今回の権利設定の合計は317筆、373,502㎡で、このうち賃借権の設定が96筆、129,518㎡、使用貸借による

権利の設定が221筆、243, 984㎡です。また新規の設定が87筆、107, 084㎡、再設定が230筆、266, 418㎡となっています。なお、賃借権の設定期間別の表が、真ん中の①の表となります。また、使用貸借による権利設定の期間別の表が、下の②の表となりますので、ご確認ください。各権利設定の詳細な内容につきましては、2月27日認可・28日公告分につきましては1ページを、3月4日認可・公告分につきましては、2ページから8ページに掲載していますのでご確認ください。なお、今回の報告分では、耕作者は法人を含め57人、地権者は145人となっています。

次に、3月9日付けで認可・公告した権利移転についてです。9ページに一覧を掲載しております。今回の権利移転は2件、5筆で、合計4,031㎡です。次に、2月10日付けと2月27日付けで認可・公告した所有権移転についてご説明します。10ページ、11ページをご覧ください。今回の所有権移転は、公社からの買入れが8件、37筆で、64,705㎡です。以上、今回ご報告する促進計画の説明となりますが、すべての案件につきまして、県の基本方針及び県公社の事業規定に適合しており、また、権利の設定等を受けた者が、経営する農用地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして認可したものでございます。以上、報告いたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議長 質問は無いものと認めます。

議長 続いて、議案の審議を行います。議事進行の都合上、議第202号を先に審議したいと思います。議第202号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

大森副主任 それでは、議第202号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。今月は、9件の申請がありました。議案書は11ページから12ページ、説明資料は1ページから3ページ、参考資料は1ページから16ページをご覧ください。議案書欄外左に丸印をつけている3件について、4月に開催予定の第121回常設審議委員会に諮問する予定です。今月は説明案件が1件ありますのでご

説明いたします。

受付番号67番について説明します。追認案件です。説明資料の、1ページから3ページをご覧ください。高松町の田1筆です。詳細な位置につきましては、2ページの案内図でご確認ください。転用目的は、飼料置場です。面積については、転用面積・事業面積がともに1,158.00㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の区域になります。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整については、令和7年12月用途変更決定済みです。許可該当条項は、農地法第4条第6項ただし書きの「農業用施設」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、申請地の隣地で酪農を営む個人です。申請地は自己所有地であり、飼料置場を整備するものです。資金計画については、所要資金額が500万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。説明案件は以上です。

今月は追認の案件が8件あります。受付番号66番は、平成18年頃から進入路、駐車場として利用していたものです。受付番号68番は、転用許可を得たうえで資材置場として貸し出していましたが、返還され平成11年頃アパート敷地として利用していたものです。受付番号69番は、以前から進入路、駐車場、物置として利用していたものです。受付番号70番は、平成4年から倉庫、駐車場として利用していたものです。受付番号71番は昭和58年頃から物置・車庫として利用していたものです。受付番号72番は、約10年前から既設のお墓への参道として利用していたものです。お墓は追認ではありません。受付番号73番は、72番の参道の先にある既設のお墓で、平成4年頃からお墓として利用していたものです。受付番号74番は、昭和50年頃から車庫兼農業倉庫として利用していたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。以上、受付番号66番から74番については農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第202号農地法第4条

の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手多数と認めます。よって議第202号の全案件を許可決定及び承認いたします。

議長 次に、議第203号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について及び関連がございますので、議第204号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

今岡主幹 それでは、議第203号について、ご説明いたします。議案書の13ページから17ページ、説明資料の4ページから21ページ、参考資料の17ページから56ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が20件、賃貸借権の設定が4件、使用貸借権の設定が2件の合計26件の申請がありました。今月は、4月に開催予定の第121回常設審議委員会に諮問する予定の案件が12件あります。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

まず、議案書13ページの受付番号262番です。説明資料の4ページから6ページをご覧ください。転用場所は白枝町の田1筆です。案内図は5ページです。転用目的は、駐車場です。面積は、転用面積、所要面積ともに1,070㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で土木工事等を行っている法人です。この度、申請地を取得し、業務用の建設車両の駐車場を整備する計画です。資金計画については所要資金額が3,210万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書13ページの受付番号265番です。説明資料の7ページから9ページをご覧ください。転用場所は神門町の田2筆、畑1筆の合計3筆です。案内図は8ページです。転用目的は、建売分譲です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,261㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得し、建売分譲地8区画を整備し、個人住宅を建築し販売する計画です。資金計画については、所要資金額が2億円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であ

り、証明を確認しています。

次に、議案書14ページの受付番号271番です。説明資料の10ページから12ページをご覧ください。転用場所は大社町北荒木の畑2筆です。案内図は11ページです。転用目的は、長屋住宅です。面積は、転用面積、所要面積ともに1,214㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内でアパート経営を行う個人です。この度、利便性の高い申請地を取得し、アパート2棟を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が1億7,260万円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書15ページの受付番号275番です。説明資料の13ページから15ページをご覧ください。転用場所は斐川町出西の畑4筆です。案内図は14ページです。転用目的は、建売分譲地です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,890㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号に該当します事業計画についてご説明いたします。事業者は県内で不動産業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得し、建売分譲地12区画を整備し、個人住宅を建築し販売する計画です。資金計画については、所要資金額が4億2,210万円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書16ページの受付番号281番です。説明資料の16ページから18ページをご覧ください。転用場所は八島町の畑3筆です。案内図は17ページです。転用目的は、駐車場です。面積は、転用面積、所要面積ともに589㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は農地法施行規則第45条第2号の「公共500」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で介護事業所等のコンサルタント業務を行う法人です。この度、申請地を借り受け、子育て支援室を兼ね備えたカフェの駐車場を整備する計画計画です。資金計画については、所要資金額が210万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書16ページの受付番号283番です。説明資料の19ページから21ページをご覧ください。転用場所は大社町中荒木の畑1筆です。案内図は20ページです。転用目的は、採砂事業です。面積は、転用面積、所要面積ともに3,041㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行施行令第11条

第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で砂の採取、加工、販売事業を行う法人です。現在、申請地で業務用の砂の採取を行っていますが、採取完了には期間が必要なこと、また、新たな適地を確保するにも時間が必要なことから、継続して採取を行う計画である。資金計画については、所要資金額が280万円で、これに対する資金調達は全額自己で賄う計画であり、証明を確認しています。説明案件については以上です。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

つづいて、議第204号について、ご説明いたします。議案書は18ページ、説明資料は22ページから24ページ、参考資料は1ページから2ページをご覧ください。今月は、賃貸借権の設定が1件、権利の移転設定を伴わない変更が1件の合計2件の申請がありました。

それでは、個別の案件についてご説明いたします。議案書18ページの受付番号23番です。説明資料は22ページから24ページをご覧ください。転用場所は大社町遙堪の田1筆です。案内図は23ページです。転用目的は、残土置場です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,165㎡です。権利の種類は、賃借権の設定、今回は新たな設定ではなく、期間の延長のみです。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で土木工事業を営んでいる法人です。現在、受注した工事場所に近く利便性の高い申請地を一時的に貸借し、残土置場として利用しているが、新たな工事を受注したため期間延長するものです。資金計画については、所要資金額が40万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。なお、受付番号22番は4条の68番とセットになっております。また、議第203号及び議第204号の中にある事後追認案件については、議案書に表示していますのでご確認ください。申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

以上、議第203号の26件及び議第204号の2件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 議第203号及び議第204号についてご質問、ご意見はございません

か。

水委員 議席番号24番の水です。16ページの283番について、現在砂の採取を行っているが、期間が必要なためとありますが、期間の変更ですか。

今岡主幹 期間も延長になります。面積的のは大きいので、常設審議委員会に諮る案件になっています。

水委員 計画変更ではないですか。

今岡主幹 この件につきましては、県の採砂事業申請の関係がありまして、別の許可を受ける形になっています。

水委員 説明資料の20ページの斜線の申請地と21ページの平面図の関係は。

今岡主幹 説明資料21ページの網で囲われた区域が農地になり、右下の部分が山林になっています。今後北側や南側の山林部分の採砂地の拡大も検討しておられます。

梶谷事務局長 本件について、期限が切れるまでに2年間の一時転用が出ていますが、新規で2年間事業を行うということで申請が出ています。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

議 長 そういたしますと、議第203号及び議第204号についてについて承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第203号及び議第204号のすべての案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします

議 長 次に、議第201号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

原主事 それでは、議第201号について、ご説明いたします。議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が17件、賃貸借権の設定が2件、合計19件の申請がありました。個別の事案についてご説明い

たします。2ページから5ページをご覧ください。

まず、受付番号156番について、譲渡人は、労力不足のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号157番について、譲渡人は、労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号158番について、譲渡人は、規模縮小のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号159番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、相手方の要望を受けた受人に譲渡するものです。

次に、受付番号160番について、譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号161番について、譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣居住を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号162番、163番については、それぞれの農地を交換をするものです。

次に、受付番号164番について、家族間の贈与のため、近隣に居住し、譲渡人の母である受人に譲渡するものです。

次に、受付番号165番、166番について、いずれも譲渡人は、耕作不便のため、近隣居住を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号167番について、譲渡人は、労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号168番について、譲渡人は、規模縮小のため、近隣居住を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号169番について、譲渡人は、規模縮小のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号170番、171番について、いずれも譲渡人は、労力不足のため、相手方の要望を受けた受人に譲渡するものです。

次に、受付番号172番について、譲渡人は、労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて、賃貸借権設定の案件2件についてご説明いたします。受付番号173番、174番です。こちらは、基盤強化促進法での賃貸借契約が期間満了となり、継続して農業経営を行うため、新たに3条での設定をするものです。174番については、受人はリース法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけた、解除条件付きでの権利設定となります。権利の設定期間については173番が10年間、174番が1年間です。

以上、受付番号156番から174番については、6ページから10ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

また、174番については、解除条件付きでの権利設定であるため、農地法第3条2項の2号、4号については確認不要となりますが、農地法第3条3項の要件が増えるため、記載しております。記載のとおり、農地法3条3項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第201号農地法第3条の規定による許可の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手多数と認めます。よって議第201号の案件を許可決定いたします。

議長 それでは、議第205号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

岡主事 それでは議第205号非農地証明の申請について説明します。議案書の19ページ及び説明資料25ページから36ページをご覧ください。今月は6件の申請がありました。

まず、受付番号36番について説明いたします。説明資料25ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料26ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は3月9日に水農業委員、松浦推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号37番について説明いたします。説明資料27ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料28ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は3月12日に河原農業委員、奥推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号38番について説明いたします。説明資料29ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料30ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い

茂って山林の状態となっています。現地確認は3月11日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号39番について説明いたします。説明資料31ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料32ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は3月11日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号40番について説明いたします。説明資料33ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料34ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は3月11日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号41番について説明いたします。説明資料35ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料36ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は3月9日に大槻会長、小村推進委員、松井推進委員、川上推進委員、事務局職員で行っています。

6件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議長 担当農業委員さんから補足をお願いします。水委員さん補足はございますか。

水委員 議席番号24番の水です。一番最初の案件ですが、特に補足することはありません。

議長 石飛委員さん補足はございますか。

石飛委員 議席番号10番の石飛です。事務局からとおりで、補足はありません。

議長 河原委員さん補足はございますか。

河原委員 議席番号3番の河原です。現地は山林になっていて、復旧する見込みはありません。以上です。

議長 大社地域の案件については、事務局からの説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

議長 それでは、議第205号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第205号を承認いたします。

議長 次に、議第206号農作業料金及び農業臨時雇用賃金の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事 それでは、議第206号 令和8年度農作業料金及び農業臨時雇用賃金の決定についてご説明いたします。総会議案の別紙の1、2ページをご覧ください。多伎地域及び湖陵地域の農作業料金については、毎年度、出雲市農業委員会で決定しております。この令和8年度農作業料金案を作成するにあたり、多伎、湖陵地域で稲作を行っている認定農業者など5名に対して実態調査を行い、4名から回答を得ました。その結果、すべての項目について標準作業料金と同額程度または高い設定になっていました。また、出雲、平田、長浜、大社、佐田、斐川における各地域の決定機関に対して、料金改定に関する検討状況を確認した結果、正式決定でない地域や現在検討中の地域もありますが、ほとんどが令和7年度料金から引き上げる考え方のようです。参考として、公表はしませんが、3ページに各地域別の料金を掲載しています。これらや近年の物価・人件費状況を総合して判断し、令和8年度の料金につきましては、現在の料金から引き上げることとし、多伎地域については、トラクターによる耕うん10,080円、トラクターによる代かき12,460円、育苗19,250円、田植機による田植え作業10,560円、コンバインによる刈取り作業(もみ運搬込み)21,600円。湖陵地域については、耕うん10,230円、代かき12,430円、育苗19,800円、田植え10,230円、刈取り23,700円、を令和8年度農作業料金(案)としています。前年からの料金の引上げ率について、こちらも公表はしませんが、参考として、4ページを

ご覧ください。現在の農作業料金はH26年度から改定されておられません。平成26年度から令和7年度の最低賃金の引上率を計算したところ、約50%でした。また、賃金水準の参考として、平成26年度から令和7年度の人事院勧告の引上げ率を計算したところ約10%でした。従って、全ての料金を低くても現在から10%上げた上で、10～50%の間で実態調査を行った結果に近い料金を令和8年度農作業料金（案）としています。

次に、農業臨時雇用賃金についてです。こちらも現在の料金から10%引き上げることとし、1日8時間9,090円、1時間あたり1,136円を（案）としています。なお、8時間を超える場合には25パーセント加算とします。この割増率は現在と変更ありません。この賃金は、西部・平田・斐川地域を除く市内全域を適用範囲としております。この農作業料金と農業臨時雇用賃金は、作業項目別に一定の条件に基づいた標準的料金、賃金を示すものです。個々の契約にあたっては、あくまで作業条件などを勘案した双方の合意で決定していただくこととなります。本件についてご承認をいただけましたら、令和8年4月1日からこの料金を適用することとし、農業者等から問い合わせがあった場合にはこの料金でご案内をしております。なお、この内容は3月19日の運営委員会で審議をさせていただいております。また、決定後には昨年度と同様、斐川地域へは情報提供する予定です。説明は以上です。

議長　ご質問、ご意見はございませんか。

議長　質問、意見は無いものと認めます。

議長　それでは、議第206号農作業料金及び農業臨時雇用賃金の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長　挙手全員と認めます。よって議第206号の案件を承認いたします。

議長　これで予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後4時00分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

梶谷事務局長、山田次長、今岡主幹、大森副主任、岡主事、和泉主事、原主事
農業振興課

打田課長補佐

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員
